

基本顧問サービス

下表は社会保険労務士業務における月を単位とした場合の標準顧問報酬です。
ご契約の報酬額については、事業所様の事情やサービス内容を相談させていただき、事業所様ごとにご提案となります（下記報酬基準より増減することがございます）
※ライトプラン（相談顧問のみ）もございます。別途お問い合わせください。

人数	報酬月収（税別）
～ 4人（5人未満）	20,000円
～ 9人（10人未満）	30,000円
10～ 19人（20人未満）	40,000円
20～ 29人（30人未満）	50,000円
30～ 49人（50人未満）	60,000円
50～ 69人（70人未満）	80,000円
70～ 99人（100人未満）	100,000円
100～ 149人（150人未満）	130,000円
150～ 199人（200人未満）	160,000円
200～ 249人（250人未満）	200,000円
250～ 299人（300人未満）	250,000円
300人～	別途協議

人数は事業主様と従業員数を合わせた人数です。消費税は別途頂戴します。

※このご相談は一般的なものとし、複雑・多岐にわたる場合は、コンサルティング案件として協議となります。

追記

- 労働・社会保険諸法令に基づく申請書類作成、手続き代行業務
 - ・労働者の入退社等における労働保険（労災保険、雇用保険）、ならびに社会保険（健康保険、厚生年金保険、介護保険）各種手続き
 - ・雇用保険の高年齢雇用継続給付の請求手続き
 - ・健康保険の高額医療費、傷病手当金、出産育児一時金、出産手当金の請求手続き
 - ・育児、介護休業給付の請求
- 労働社会保険の新規適用・適用廃止、労働保険料の申告、健康保険・厚生年金保険算定基礎届、36協定等の労働社会保険法令に基づく協定等については別途料金となります。

手続き報酬

※顧問割引有り

関係諸法令に基づく諸届等

	報酬額（税別）
諸届・報告	15,000円～
許認可申請	30,000円～

就業規則・諸規定等の作成・変更

	報酬額（税別）
就業規則	200,000円～
就業規則の変更	50,000円～
賃金・退職金規程・旅費規程等	各100,000円～
安全衛生管理等諸規程	各100,000円～

ただしこの就業規則等は一般的なものとし、考案を要し内容が複雑多岐にわたる場合は、コンサルティング案件として協議となります。

調査立会・助成金の受給申請業務

※顧問割引有り

スポット正価料金

	報酬額（税別）
労働基準監督署調査立会	100,000円～（税別）
年金事務所調査立会	100,000円～（税別）
助成金の受給申請業務	着手金 + 手続報酬 20%～

コンサルティング・セミナー

- 報酬については都度、依頼者様と協議となります。
 - ・人事制度・賃金・評価制度の企画立案・構築・運用指導
 - ・人事・労務管理に関する相談・指導・企画立案・運用指導
 - ・採用コンサルティング（求人票の作成・媒体選定・面接・採用まで）
 - ・安全衛生5s/リスクアセスメント指導
 - ・行政調査立会・指導
 - ・各種研修セミナー
 - ・その他、案件が複雑・多岐にわたる場合、又は相当時間を要する場合

個別相談について

- 各種個別相談もお受けしています。
 - 【料金】・30分ごとに5,000円（消費税別）を頂戴します。（初回の30分は無料）
 - ・ご希望の場所に訪問させて頂く場合、交通費、宿泊費は実費をいただきます。